

令和元年  
10月1日から、

# 教習の料金にかかる 消費税率は **10%**



## 【消費税増税に関するお知らせ】

2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%となります。

これにより、2019年10月1日以降にお支払いただく教習料金（技能、学科、検定等）には10%の消費税がかかります。また、**2019年9月30日までにお支払された、先払い分の教習料金（技能、学科、検定等）につきましても、実際に教習を受ける時点での消費税率が適用される**為、2019年10月1日以降の教習料金（技能、学科、検定等）については、**増税分の2%が加算**されることとなります。

### 10月1日以降の消費税率について

入校

8%

9/30までに実施した  
教習料金は消費税8%

9/30

10/1

10%

10/1以降に実施した  
教習料金は消費税10%

卒業

※ 増税による差額分につきましては、ご卒業前にご請求させていただきますのでご了承ください。

※ 教習料金をクレジットでお支払いただいた場合も同様となります。

**詳細につきましては、お問い合わせ下さい。**

**三ハ五オートスクール**